

錦江町未来づくり専門員（民間企業等受入型）受入事業者
令和8年度中途採用分 募集要項

1 事業の目的と概要

産業振興や地域活性化のため、未来づくり専門員（以下「専門員」という。）と企業や団体等（以下「事業者」という。）の連携により、町内の共創基盤を強化し、新たな事業や産業の創出と、将来的な専門員の定住・定着を目指すため、総務省が定める「地域おこし協力隊推進要綱」（平成21年総行応第38号）に基づき、専門員と協働して地域協力活動を行う事業者を募集します。

2 応募対象者

応募できる事業者は、町内に事務所・事業所等を置く法人、または町内に住所を置く個人事業主です。

3 応募要件

事業者として応募する方は、専門員の活動を支援し、活動基盤の強化を図るとともに、次の要件を満たしている必要があります。

- (1) 専門員は既存事業の運営をするための補充人材ではなく、新たな取組に挑戦するために必要な人材として雇用すること。
- (2) 専門員の活動内容、研修内容に関して責任を持ち、町内での生活をサポートする担当者を配置し、その担当者は町からの問い合わせに迅速に対応すること。
- (3) 専門員が受入期間終了後も希望すれば、町内で働き続けられるように責任を持つこと。
- (4) 事業者の運営に関する規則（定款、規約、会則等）を有し、責任者が明確であること。
- (5) 町民税の申告義務があり町税を滞納している事業者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者でないこと。
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者でないこと。
- (8) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者でないこと。

4 契約に関する事項

(1) 専門員の取扱

- ① 町は「錦江町未来づくり専門員（民間企業等受入型）」として委嘱します。

- ② 事業者は、専門員と雇用契約を締結します。
- ③ 受入人数は、当該年度において**1名**を上限とします。
- (2) 事業内容
 - 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 町との関係性
 - 事業者と町は、委託契約を締結します。
 - なお、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しない又は解除することがあります。
- (4) 財政支援
 - 1 隊員あたり 金 5, 500, 000 円／年（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。
- (5) 委託契約期間
 - 委託契約締結日から**令和9年3月31日**まで。
 - 専門員の任期（最長3年）に応じて再委託することができます。
- (6) 委託料の支払い
 - 町の審査を経て、事業者の請求に基づき支払うこととします。請求額の根拠資料も併せてご提出ください。
- (7) 会計処理等
 - 委託料の会計処理については、次のとおり対応してください。
 - ① 独立した口座を開設してください。
 - ② 専用の帳簿（任意様式）を設け、費用区分に従い整理してください。
 - ③ 支出の根拠となる請求書、領収書及び振込依頼書等を保存してください。
 - ④ 委託業務に係る帳簿及び証拠書類等は、委託業務完了年度の翌年度から5年間保存してください。
- (8) その他
 - ① 財政支援額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源に支援するものであり、国の同要綱の改正が行われた場合は、財政支援額に変更が生じることがあります。
 - ② 専門員の応募状況により、受入希望に沿えないことがあります。
 - ③ 専門員の活動期間は、令和8年度は町が委嘱した日から令和9年3月31日までとし、翌年度以降は最初の委嘱日から3年を限度として期間を更新することができます。財政支援も同様とし、それ以降の財政支援は行いません。

5 スケジュール

内 容	時 期
募集開始	令和8年7月9日(木)
受入申込書等の提出期限	令和8年7月31日(金)
受入事業者の決定	令和8年8月中旬頃
専門員の募集開始	令和8年8月下旬頃
専門員の募集期限	令和8年10月上旬頃
町・受入事業者による面接等	令和8年10月中旬頃
専門員の採否決定	令和8年11月上旬頃
契約締結・事業開始	令和8年12月1日以降

6 応募手続き等に関する事項

(1) 提出書類

- ① 錦江町未来づくり専門員受入申込書(別記様式第1号)
- ② 応募要件に係る宣誓書(別記様式第2号)
- ③ 活動支援事業等提案書(別記様式第3号)
- ④ 定款、規約、会則又はこれらに類する書類
- ⑤ 専門員の労働条件を示す書類
- ⑥ その他参考資料(任意・様式自由)

(2) 提出方法など

- ① 提出部数 (1)の書類①～⑥をまとめて**5部**
- ② 提出方法 持参若しくは郵送
- ③ 提出期限 **令和8年7月31日(金) 必着**

7 事業者の選定

(1) 選定方法

- ① 本募集要項に定める要件及び業務遂行能力、事業の実現性・継続性、独自性・先進性などを総合的に評価して事業者を選定します。特に専門員の配置により地域の活性化にどう貢献するのが重要なポイントとなります。
- ② 提案内容について、必要と判断した場合は、応募者に対して個別に、面談又は電話等によるヒアリングを行います。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- ① 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ② その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(3) 選定結果の通知

選定の結果は決定後速やかに、応募者に対して通知します。

8 その他

- (1) 提出いただいた書類は返却いたしません。
- (2) 提出書類は、本事業等の目的用途以外に使用しません。
- (3) 提案書類を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。

9 提出先・問い合わせ先

担当課：錦江町役場 産業振興課 生産振興チーム

住所：〒893-2302 錦江町城元963

電話番号：0994-22-3034

FAX番号：0994-22-1951

メールアドレス：kmakihar@town.kinko.lg.jp